

令和3年1月5日

様

環境省大臣官房総務課
情報公開閲覧室

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、貴殿より審査請求書をいただきました件につきましては、令和2年9月15日付けで、情報公開・個人情報保護審査会へ諮問しましたので、別紙の通り諮問した旨の通知書をお送りいたします。

ご査収くださいますようお願い申し上げます。

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省大臣官房総務課情報公開閲覧室
担当 中川・山田
電話 03(3581)3351 内線 6179

様

環境大臣

小泉進次郎

(公印省略)

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について (通知)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る行政文書の名称	本開示請求書の受付日において、最新の『環境省法令事務必携』のうち、表紙、目次、「省令・告示・訓令の制定手続」の章、奥付及び裏表紙。
2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部開示決定 (法第5条第2号及び第6号) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付, 記号番号 令和2年5月19日 環境総発第2005191号 (2) 開示決定等をした者 環境大臣 小泉進次郎 (3) 開示決定等の概要 環境省法令事務必携の表紙、目次、第5章 省令・告示・訓令の制定手続、資料5-1-1~5-2及び環境省所管の省令、告示及び訓令の改正に関する訓令(平成28年6月1施行)関係資料のうち、政府部内のシステムに係る非公開の情報や、民間事業者との契約に基づき有料で使用しているウェブサイトのIDとパスワード及び当該ウェブサイトから取得した情報及びURLを不開示とした。
3 審査請求	(1) 審査請求日 令和2年6月18日 (2) 審査請求の趣旨 1 原処分を取り消す。 2 原処分別紙1に掲げる文書の全部(別紙2 1の項、2の項及び16の項の掲げる部分を除く。)を公開する。 との裁決を求める。
4 諮問日・諮問番号	令和2年9月15日・令和2年(行情)諮問第456号

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

大臣官房総務課法令第一係

TEL: 03-3581-3351 内線6156

注1) 「2 審査請求に係る開示決定等」の欄については、開示決定等の日付・記号番号、開示決定等した者、開示決定等の種類(開示決定、部分開示決定又は不開示決定)を記載すること。

注2) 4の「諮問日・諮問番号」の欄は、情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。